未諮問基幹統計(地方公務員給与実態統計)についての委員の御質問・御意見等について

通し番号		確認したい事項とお考えの理由
'		統計の利用上は,Excel形式のほうがより便利であるため。 (おそらく,PDFの表はExcelから作成されているはずなので,あまり余分に手間がかかることはないのではないか。)
2	地方公務員給与実態調査の公表に関して、e- Statへの掲載をさらに充実する等、公表方法を工 夫する必要はないか。	地方公務員の給与制度の基礎資料として位置づけられる統計であるが、一般の国民や企業からも関心を持たれている統計資料であると考えられる。 現在のe-Statへの掲載状況を見ると、 平成20年 地方公務員給与の実態(平成20年4月1日地方公務員給与実態調査結果) 平成25年 地方公務員給与の実態(平成25年4月1日地方公務員給与実態調査結果) 平成20年 地方公共団体別給与等の比較 平成25年 地方公共団体別給与等の比較 平成25年 地方公共団体別給与等の比較 が掲載されているが、それ以前のものもe-Statに掲載することにより、利便性がさらに拡大するのではないか。 また、附帯調査や補充調査についても「調査結果の公表は、集計終了後速やかに速報及び結果報告書をもって行う。」とされているが、一般の利用者がこれらの調査結果にアクセスしやすいように、公表方法を工夫してはどうか。
3	基幹統計調査票(一般職)の氏名、生年月日について等	○基幹統計調査票(一般職)の氏名、職員番号、生年月日、満年齢月数について本調査に関しては、電子調査票に区の給与データを入力して送付しております。一般職の調査票にある氏名、職員番号は、疑義照会のために必要な項目だと思われますが、個人情報であり、近年、疑義照会の実績はなく、仮に照会する場合でも電子調査票なので氏名欄以外で特定することが可能と考えます。このため、氏名、職員番号欄については、特別職に関する調査票には設定されていないことも考慮すれば、調査票(一般職)からの削除が可能と考えます。また、生年月日と満年齢月数は、その必要性から満年齢月数のみで十分と考えます。 ○業務統計化について本調査の附帯調査と補充調査は、地方自治法に基づく業務統計として実施されております。基幹統計調査に関しても、上記の氏名、職員番号欄が削除された場合は、業務統計として実施してはいかがでしょうか。